

訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 こばやしが開設する訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う訪問介護の事業（以下事業といふ）の適正な運営を確保する為の人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的にはサービスの提供を行う。

(事業の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション こばやし
- (2) 所在地 〒914-0137 敦賀市ひばりヶ丘町1057番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用に係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成と説明を行う。更に、計画の内容について利用者等の同意を得たうえで、訪問介護計画を利用者等に交付する。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日
- (2) 営業時間 8:00から18:30
- (3) 上記時間以外のサービスをご希望の場合は個別に対応する。

(緊急時等における対応方法)

(通常の事業の実施区域)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに、家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第8条 通常の事業の実施区域は、福井県敦賀市とする。

☆ 当事業所担当窓口 小林 大阿	電話 0770-23-1605
☆ 敦賀市役所 長寿健康課担当窓口	電話 0770-22-8180
☆ 福井県国民健康保険団体連合会	電話 0776-57-1614

(虐待の防止について)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を設備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれから秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む。
- 4 苦情相談記録や事故状況およびその際の処理等を記録し、5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社こばやしの代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて決するものとする。

附 則 この規程は平成18年11月1日から施行する。

この改正規程は令和6年9月24日から施行する。